

令和2年第8回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和2年9月11日（金） 午前9時30分～午前10時10分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：井川 輝征	2番：尾上 春樹	3番：宮本 和市
4番：藤井 雅史	5番：谷口 孝一	6番：塚本 壽
7番：草野 義雄	8番：田口 昭広	9番：寺本 眞理子
10番：阪口 修一	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

※コロナウイルス感染拡大防止のため、農業委員のみ出席。

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸	事務局次長：才保 親哉
係 長：川田 康幸	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第20号	農地使用貸借権の合意解約の届出について
日程第2	報告第21号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
日程第3	議案第34号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第35号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第36号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第37号	農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。 只今から、令和２年第８回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は５番「谷口孝一」委員、６番「塚本壽」委員に指名します。 議事に入る前に、議案書５ページの差し替えをお願いします。 それでは議事に入ります。 報告第２０号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の１ページをお願いします。 報告第２０号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。 農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 １番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 事由は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第２０号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第２０号についてはこれで終わります。 次に、報告第２１号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の２ページをお願いします。 報告第２１号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。 賃借権設定の部１番から２番まで、まとめて説明します。 配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のと

	おりです。 耕作する作目は全て水稻で、設定期間は全て再設定の 5 年間です。 賃借料等備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 21 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 21 号についてはこれで終わります。 次に、議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の 3 ページをお願いします。 議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、譲受人の要望により、売り渡す。 譲受人事由ですが、自宅に近いうえ、自作地と連なるので、買い受ける。となっています。 ピンク色総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「上白木バス停」の北側、約 165m の場所になります。 現地確認では、申請地は現在、柿・梅が作付けされており、買い受け後も引き続き、適正に管理するということでした。 黄色調査書の 1 ページをお願いします。 契約の種類は売買になります。申請理由ですが、譲渡人は相手方の要望により、売り渡す。譲受人は、申請地が自宅に近いうえ、自作地と連なるので、買い受けるということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。

片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「3 番の宮本」委員にお願いします。
宮本委員	当日は少し遅れましたが、現地確認に行きました。申請地は、7 月豪雨で被害を受けておりますが、耕作には何ら問題ないと思います。自宅も近いとのことでしたので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 3 4 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 3 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 3 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は事務所です。なお、本申請は既に施工済みであるため、始末書が添付されています。 ピンク色総会資料の 2 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「芦北町役場」の北東側、約 1 2 0 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は以前から建物が建っていましたが、今回、登記簿地目が「田」であることが判明したため、今回の申請になりました。なお、申請地の周辺に農地は存在せず、転用しても問題ないと感じました。 ピンク色総会資料の 3 ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。 排水計画は、南側の隣接排水路に排水する計画です。 ピンク色総会資料の 4 ページをお願いします。農地区分図ですが、申請地は市

	街地化が著しい区域内にある農地で、「芦北町役場」から北東側、約 1 2 0 m の距離に位置しており、3 0 0 m 以内であるため、第 3 種農地に該当します。 黄色調査書の 2 ページをお願いします。 ●立地基準ですが、先ほど説明したとおり、農地区分は第 3 種農地です。第 3 種農地は原則、転用可能な農地に分類されます。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地は、昭和 5 0 年 1 2 月に事務所を建築されていたが、転用申請及び地目変更登記を怠っていたため、今回申請するもの」です。 代替性については、申請地が第 3 種農地であるため、代替の可能性の検討は必要ありません。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等は施工済みであり、問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を「8 番の田口昭広」委員にお願いします。
田口委員	事務局、田口宗一推進委員と現地確認に行きました。事務局から詳しく説明のあったとおりで何ら問題ないと思います。始末書もついており、ちゃんとしてありましたので、よろしくお願いいたします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 3 5 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の 5 ページをお願いします。

議案第 3 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。

農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。

所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は駐車場です。

ピンク色総会資料の 5 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「ファーマーズマーケットでこぼん」の南西側、約 1 5 0 m の場所になります。

現地確認ですが、申請地周辺に農地は存在しないため、周辺農地への影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の 6 ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、西側の隣接排水路に排水する計画です。

ピンク色総会資料の 7 ページをお願いします。農地の広がりとは斜線部分の 1 7 8 m²です。

黄色調査書の 3 ページをお願いします。

●契約の種類は売買です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は住宅を新築した当初から宅地に駐車場とする余地がなく困っており、道路の通行量も少なかったが、最近車の往来が多くなり、危険性があるため、専用の駐車場が必要となったため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおり

	りです。 転用目的は資材置場です。 ピンク色総会資料の 8 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「有料老人ホーム美里」の南西側、約 270 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地周辺に農地は存在しないため、周辺農地への影響はないと感じました。 ピンク色総会資料の 9 ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみですが、自然透水及び既存水路を利用した排水計画となっています。 ピンク色総会資料の 10 ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約 0.2 ha です。 黄色調査書の 4 ページをお願いします。 ●契約の種類は売買です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は建設業を営んでおり、資材置場が不足しているため、申請地を確保し、資材置場として利用する計画」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障がないことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「8 番の田口」委員にお願いします。
田口委員	事務局から説明のあったとおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を「3 番の宮本」委員にお願いします。
宮本委員	この申請地も水害の影響を受けまして、農地に復元するのは、とても困難だと

	思われますが、資材置場として利用するということですので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 3 6 号について、質疑ありませんか。 … 5 番、谷口委員。
谷口委員	2 番の案件の申請日を教えてください。農業委員会に申請された日です。
一本主事	申請日は 8 月 2 5 日になります。
谷口委員	わかりました。
片山会長	他に質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 3 7 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
一本主事	議案書の 6 ページをお願いします。 議案第 3 7 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 8 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は再設定の 1 0 年間です。賃借料等は備考欄のとおり

	です。 議案書の 7 ページをお願いします。 使用貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 1 年間です。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の儒諸・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 2 年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 37 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。